

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 福島県公安委員会

○福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

## 福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年1月20日

福島県公安委員長 高 瀬 淳

### 福島県公安委員会規則第1号

#### 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則(昭和32年福島県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第12条第8号を次のように改める。

(8) 福島県警察特別警ら隊に関する事

第30条中「3課」を「4課」に改め、同条の表中「警備課」を「警備課 災害対策課」に改める。

第32条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、同条第8号中「関すること」の次に「(災害対策課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第5号とし、同条第9号を同条第6号とし、同条の次に次の1条を加える。

(災害対策課の所掌事務)

第32条の2 災害対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する事

(2) 自然災害及び事故災害並びに災害警備に関する事

(3) 消防機関及び水防機関との協力援助に関する事

(4) 原子力災害の発生又は発生のおそれがある場合の福島県警察機動警ら隊の警察活動に関する事

(5) 福島県警察における管区機動隊に関する事(警備課の所掌に属するものを除く。)

#### 附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

(警 務 課)